

産前産後期間の国民健康保険料が



されます！

妊娠85日
以上の
出産が対象

4か月分の
保険料が
免除

出産予定日
6か月前
から
届出可能



セツピィ

届出が必要です。

摂津市 保健福祉部 国保年金課 国民健康保険係
〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号
TEL 06-6383-1555

詳しくは裏面または摂津市国保年金課のホームページをご覧ください。



対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の摂津市国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除内容

- 単体妊娠の場合は、その年度に納める保険料のうち、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの所得割額と均等割額が免除されます。
- 多胎妊娠の場合は、その年度に納める保険料のうち、出産予定月（又は出産月）の3か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月までの所得割額と均等割額が免除されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月相当分以降の保険料について、所得割額と均等割額が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■	■	■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料のうち、所得割額と均等割額が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■・・・対象期間

- 保険料が免除された場合、申請月の翌月以降の支払額から差し引きます。保険料を全期前納している等の理由で差し引きができない場合は、還付されます。

※産前産後期間が年度を跨ぐ場合は、各年度の保険料から免除されます。
※免除期間中に転出した場合、転出先の自治体で届出をすることで免除内容が引き継がれます。

届出方法

- 摂津市 保健福祉部 国保年金課 窓口（窓口⑬）、または郵送にて届出ください。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書
摂津市国保年金課ホームページからダウンロード、または摂津市国保年金課窓口にて備え付けています。
- ② 出産（予定）日が確認できる書類（例：母子健康手帳など）
出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。
多胎妊娠の場合、多胎妊娠であることが確認できる書類が必要です。
- ③ 保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類

届出先

摂津市 保健福祉部 国保年金課 国民健康保険係
〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号
TEL 06-6383-1555

